

# 「雷丘北方遺跡」現地説明会資料

1991年6月15日

奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部は、高市郡明日香村大字雷235-3（字稲葉縄手）において、1991年4月1日から発掘調査をおこなっている。県道榎原神宮東口停車場飛鳥線の新設によって移転する民家住宅の新築に伴う事前調査である。発掘面積は約1,200㎡。

当地域周辺では今まで発掘調査がおこなわれたことなく、北方の字カナヤケで重弧紋軒平瓦を採集し、雷廃寺（仮称）跡かと推定する程度の知見しかなかった。現在まだ調査は進行中であるが、藤原京の十一條以南において始めて条坊に則した遺構を発見し、従来知られていなかった官衙あるいは宮跡の可能性が強くなってきたので、ここにご報告する次第である。

**位置と地形** 現場は雷丘の北北西200m、ギヲン山の南西80mほどの位置にあたり、北から小山、ギヲ山、ギヲ山、雷丘と続く低い丘陵の西に広がる緩やかな斜面上の水田で、西方約100mを飛鳥川が北流する。地形としては南東が高く西北が低いため、西北へ向かって整地土が厚くなる。藤原京の条坊では左京十一條三坊西南坪の中心部に当たる。

**遺構** 検出した遺構は二時期に区分できる。

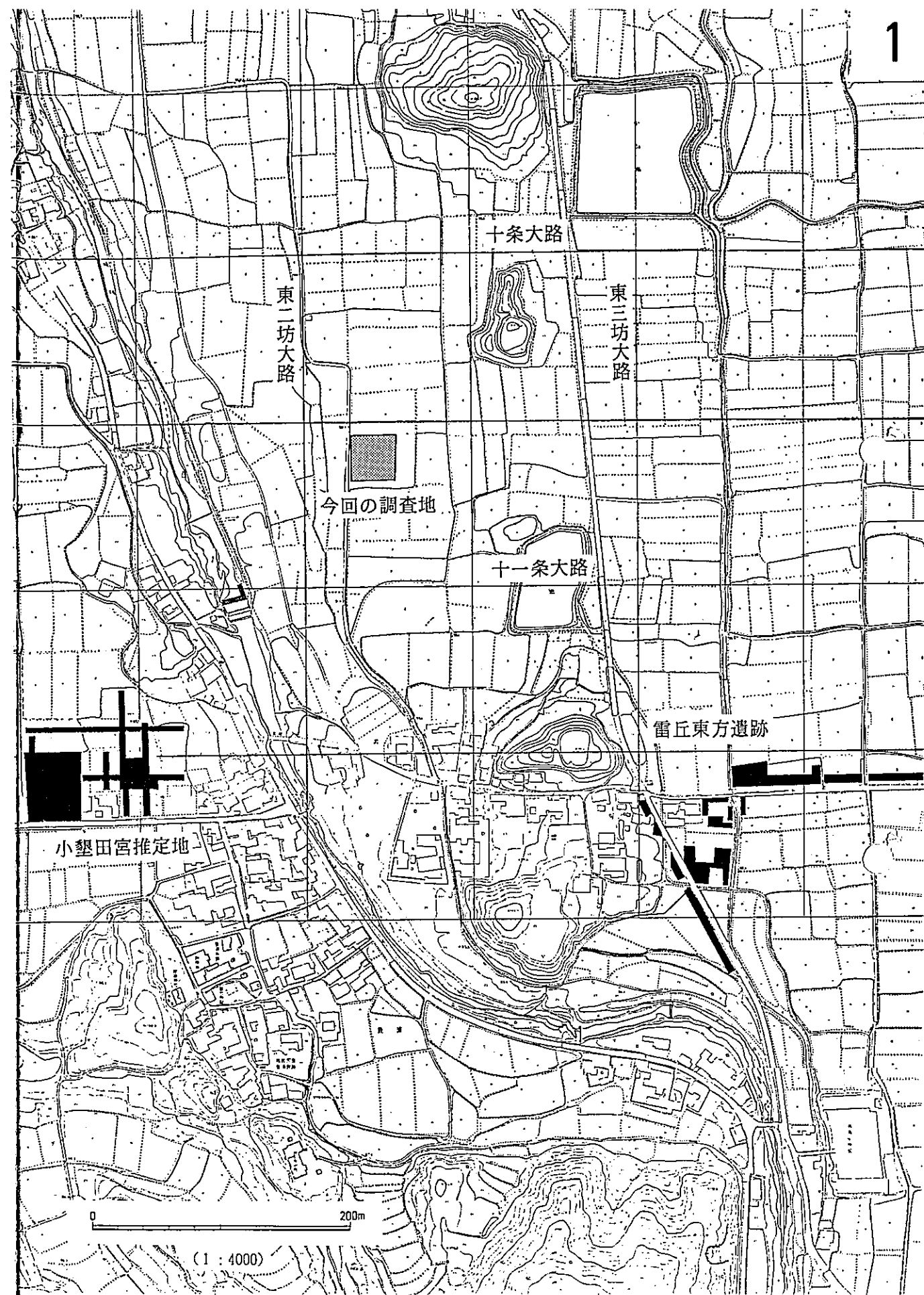
**B期:** 調査区全体を覆う礎敷SX01と南北溝SD02がある。これらは水田の床土を除去するとすぐに現れる。礎は南ほど大きく密で、北と溝SD02以西で小振りかつ粗くなるが、明確な境界はない。表面は凹凸が著しく、飛鳥地域における既知の石敷とは様相を異にする。溝SD02には南半の大礎敷に対応する部分には側石があり、また一部ではあるが底石が遺存していて、石組溝であったことを窺わせる。

礎敷は掘立柱建物群より上層にあり、礎敷面からは柱抜取痕跡が見えないので、掘立柱建物廃絶後のものと考えられる。

**A期:** 礎敷を取り除いて、南北方向の廊SC03と東雨落溝SD04、総柱建物SB05、および四面庇建物SB06などを検出した。これらの遺構は黄褐色の山土を含む茶斑混じり暗灰色粘質土の整地土を切って掘り込まれているもの（SB05）と、整地土を一部削った後に検出したもの（SC03・SD04・SB06）とがあり、2小期に細分できる。

掘立柱建物SB05は3間×3間の総柱建物で、柱間は東西7尺、南北6尺等間の東西棟である。柱掘形は1.0～1.3mの方形で、SB06の柱掘形を切る。柱はすべて抜き取られていた。

廊SC03は調査区西端を南北に貫く2条の掘立柱列で、13間分を検出し南北へさらに伸びる。梁間は7尺等間、桁行は原則として8尺等間だが、北から3間目だけが13尺



と広く、門の可能性もある。西の柱（3本遺存）が直径30cmと太いのに対して、東の柱（9本遺存）は径15cmと細いので、片流れの廊であろう。ただし西側の未発掘地にもう1条柱穴列があって築地回廊となるかもしれない。東側に沿って素掘りの南北溝SD04を伴う。これは幅1.2~1.4m、深さ30cmほどのU字溝で、廊の東雨落溝である。底に黄褐色の粘土を貼っており、水が流れた形跡がないので、石敷溝であった可能性が高い。この廊・溝のあり方は、板蓋宮伝承地第Ⅲ期遺構の内郭南院を東西に3分する南北廊と近似する。ただし、板蓋宮ではこの区画施設の西側に中心建物が存在するのであるが、当遺跡においてはすぐ西方が飛鳥川の氾濫原となるため東に本体を想定せざるを得ない。

掘立柱建物SB06は3間×2間の身舎の四面に庇が付き、5間×4間の規模である。柱間寸法は身舎が12尺、庇の出が10尺。掘形は一辺2mに近い方形で、柱はすべて抜き取られている。建物内部で径0.3mほどの円形の柱穴をいくつか検出した。これらは床東であろう。

SB06・SB05は重複し前後の関係にあるが、東西の中心線を一致させており、しかも藤原京条坊の左京十一條三坊西南坪の心にもほぼ合致する。廊SC03の西柱筋から中心線までの距離は26.7mで、高麗尺75尺あるいは小尺90尺にあたり、建物配置に計画性が認められる。なお、両建物は廊とともに北でわずかに西に振れる。

遺物 礫敷上に散布する遺物には、大官大寺式の軒丸瓦、重弧紋軒平瓦、縄叩きのある平瓦、凸面布目の平瓦などの瓦類に混じって、藤原宮期の土器類が含まれていた。

SD04および整地土中からは若干の瓦片とともに7世紀前半~中頃の土器が出土したが、わずかながら藤原宮期の土器も含まれていた。

柱穴から出土した土器は少ないが、廊SC03からは7世紀中頃の、またその抜取穴からは奈良時代後半のものが、SB06からは7世紀中葉~第Ⅳ四半期のものがある。

まとめ 検出した遺構群の性格について現段階での知見をまとめると、次の諸点を挙げる事ができる。

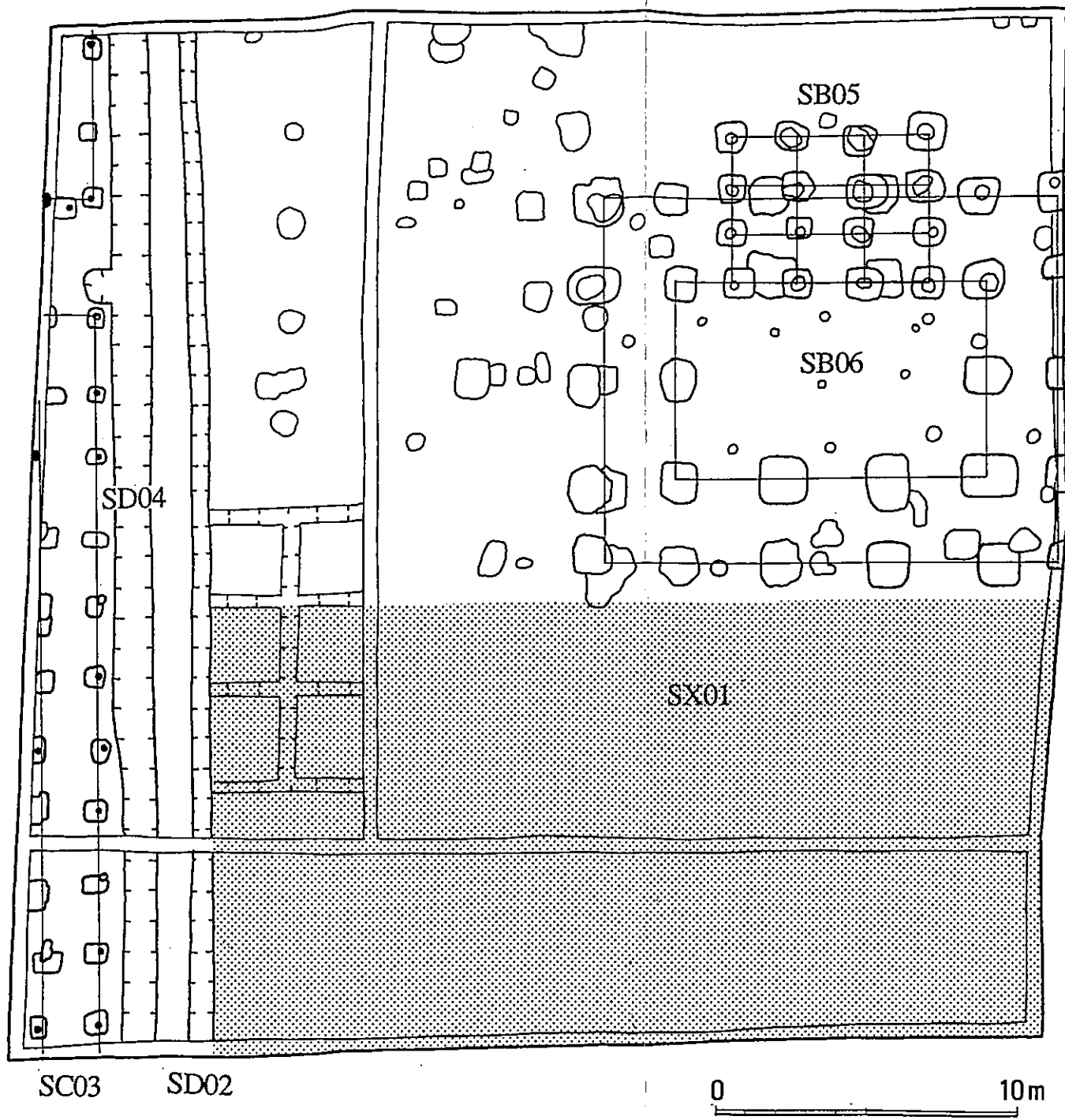
- ① 大規模な整地をおこなっている。
- ② 片流れの単廊か築地回廊かは今後の調査を待つとして、回廊で囲んだ区画を有する
- ③ 当初の中心建物が四面庇建物で、柱の掘形がきわめて大きく、また柱間寸法も大。藤原京内で判明している1坪占地の右京七條一坊西南坪正殿のばあい（柱間桁行9尺・梁間7尺、掘形の大きさ1.1~1.7m）と比較すると、その規模の大きさは際だっている。

- ④ 周囲を画する施設が板蓋宮伝承地の遺構と同形態である。
- ⑤ 遺跡の中心線が藤原京条坊のそれと一致する。
- ⑥ 建物の基準尺は1尺=0.2935mであり、比較的古い数値といえる。
- ⑦ 土器等の遺物が比較的少ない。
- ⑧ 整地土および柱穴から出土した土器は7世紀後半を主体とし、一部で藤原宮期のものを含む。
- ⑨ 礫敷上に散布していた遺物から、遺跡は奈良時代まで存続していた。

以上の諸点から導かれる結論は、この遺跡がなんらかの「官衙」あるいは「宮」に相当する施設であり、天武朝末期から藤原京の時代に造営・使用され、礫敷は奈良時代まで存続したということになる。なお、今回調査地の南側に道路を新設する計画があり、本年秋以降数回に分けてその事前調査をおこなう予定であり、遺跡の東西の範囲はこれによって確認できるはずである。今回は遺跡のほんの一部を調査したに過ぎず、宮であると決定するに足る比較資料や史料がきわめて少ないので断定は控えるが、近くには忍壁（刑部）皇子の宮が存在したという説もあり、その可能性も含めて、今後の調査の進展を期待したい。いずれにせよ、律令制が整備されてゆく過程に位置づけ得るこの遺跡の発見は、古代史研究の上できわめて大きな意義があることに間違いはない。

参考史料

- ・『日本書紀』天武紀朱鳥元年（686）七月戊申条  
雷南方に光て、一たび大きに鳴れり。則ち民部省の庸を蔵むる舎屋に天災けり。或いは曰はく、忍壁皇子の宮失火延りて、民部省を焼けりと。
- ・『万葉集』卷三 235番  
天皇、雷丘に御遊しし時、柿本朝臣人麻呂の作る歌一首  
皇は 神にしませば 天雲の 雷の上に 慮らせるかも  
その左註には  
右、或る本に云ふ、忍壁皇子に献るといへり。その歌に曰はく、王は神にしませば雲隠る雷山（伊加土山）に宮敷きいます。



雷丘北方遺跡遺構配置図